

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年11月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明	欠席	6番	斎木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

2番	宮田 孝	3番	小川 豊
----	------	----	------



議長 それでは議案一覧表に基づき、第48号議案から第52号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第48号議案、農地法第3条の規定による許可申請書・許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

#### 【議案説明】

譲受人は犬山地区に居住しており、水稻や桃などを耕作しております。申請地は現在、譲渡人の母が耕作していますが、高齢により営農が困難になっており、耕作できる人を探していましたところ、申請地に隣接する農地を耕作している譲受人と話がまとまりたため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて番号2番。

#### 【議案説明】

譲受人は城東地区に居住しており、水稻や大根などの野菜を耕作しております。譲渡人は営農が困難になっており、耕作できる人を探していましたところ、申請地の近辺に居住しており、申請地を耕作することが可能な譲受人と話がまとまりたため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて、議案書の3ページをご覧ください。第49号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書の4ページをご覧ください。番号1番。

#### 【議案説明】

借り人は申請地附近で防水工事業を営む事業の事業主です。

現在、事業で利用している駐車場との契約を終了することとなり、従業員や社用車の駐車場が不足してしまう状態です。そのため、借り人の父が所有している、本店付近の土地を駐車場にするため本申請となりました。

地図資料の20ページを御覧ください。南側の既設擁壁により土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は砂利敷きにすることで、敷地内にて浸透処理をします。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番エー(ア) - b - bで、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号2番。

#### 【議案説明】

借り人は飲食店の経営を営む法人です。今回、犬山市内にある既存の [REDACTED] の土地の賃貸借終了に伴いフランチャイズ契約も終了し撤退することとなり、[REDACTED] として犬山市内に新たなフランチャイズ店を出店する計画があり、地元で出店経験のある借り人がオーナーとなることとなりました。

申請地は、[REDACTED] に接しており、上水道及び下水道も完備されおり、市街地から近い立地のため店舗建設に

は最適な土地と考え本申請となりました。

地図資料の23ページを御覧ください。申請地の北側と東側にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は宅内側溝、集水枡にて集水し、宅地内の透水性舗装及び浸透トレーニングにより流出抑制したのち、最終マスから南側県道へ放流します。汚水は南側県道の既設公共下水に接続し放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側9番エー(ア) - a - (a)で、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、おむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

議案書の5ページをご覧ください。番号3番と4番については、申請者が同じですが、土地改良区の受益地の関係で、申請を2つに分けたものとなっております。そのため、2つの案件の説明については合わせて行います。

議案書の説明に戻ります。

#### 【議案説明】

譲受人はEV自動車部品製造を営む法人です。日本の自動車の電動化は世界から見るとかなり遅れているため、2025年の量産開始に間に合うよう、新しく工場、及び資材置場を建設する計画がありました。

申請地は、民家から少し離れており、敷地内に防音壁を設置することで周囲への騒音被害を防ぐことができ、商品を納入する取引先も近いため本申請となりました。

番号3番については地図資料の28ページを御覧ください。申請地の周囲にはコンクリート構造物等を設置し、土砂や雨水

の流出を防ぎます。また、雨水は地下貯留槽に集水し、排水量を調整したのち、北側の市が管理している排水路へ放流します。汚水は西側の既設公共下水に接続し放流します。

また、申請地の西側の田の取水については、これまでには申請地の南東側の角から行っていました。今回の申請に伴い、南側の道路の水路につながるよう、南東側の角に取水口を設置することで取水を行います。

番号4番については地図資料の34ページを御覧ください。申請地の周囲にはコンクリート構造物等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は、砂利舗装により自然浸透する方法に加えて、地下貯留槽に集水して、排水量を調整した後、南側の市が管理している排水路へ排水します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。番号3番、番号4番の農地区分は、どちらも裏面左側6番オー(ア)ーaー(б)で、鉄道駅の周囲概ね500m、当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ以内の区域にある農地で2種農地に該当します。許可基準は右側の36番オー(イ)ーbで、イー(イ)ーc、d、g、hのいずれかに該当する場合、に該当します。本案件は、表面右側の番号13番、イー(イ)ーdー(c)の騒音のため市街地の居住性を悪化させる施設に該当する場合、に該当します。

続いて議案書の6ページをご覧ください。第50号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

#### 【議案説明】

相続人が相続した農地について、相続税の納税猶予の適用を受けるため、本証明願の申し出がありました。申出地は大根や白菜などの耕作を行っており、適正に耕作がされておりました。

続いて議案書の8ページをご覧ください。第51号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の9ページを御覧ください。今月の案件は、7件で、農地中間管理機構を仲介した機構での利用権設定となります。整理番号1番が城東地区、2番から5番が羽黒地区、6番と7番が楽田地区の案件となります。

議案書の12ページをご覧ください。第52号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。農振除外については別綴じにしております。横長の農用地利用計画変更申出と書かれている綴をご覧ください。今回は4件の案件があります。

1ページ目をご覧ください。整理番号1番。

#### 【議案説明】

申出者は、犬山市に本社を置き、太陽光発電事業、電気工事、農産物の生産販売などをを行うことを目的として令和3年6月1日に設立された法人です。申出地は、申出者である法人の代表者の父が所有する土地で、代表者の父が令和4年2月に農業用施設用地として用途変更を行い、令和4年5月に農地法第4条許可を受けて農業用倉庫を建築し、地目を宅地としています。申出者は、この土地が農業用施設の用途指定をされていると考えず、本社の近隣で他に資材等を置く場所がなかったため、敷地に事務所用のトレーラーハウスを置き、資材置場及び従業員用・業務用の駐車場として使用するようになりました。

この度、農業振興地域の整備に関する法律に違反した状態となっていることを申出者が知り、違反状態を解消するために、

除外申出を行うこととなりました。

2ページの附図8号をご覧ください。左の方の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地は、申出者の本社から50m程の位置にあり、業務の効率性や従業員などの利便性が非常に高い場所であり、農用地区域外の土地で代替することは非常に困難であると認められます。

また、申出地の利用は現在、従業員用の車両と業務用の車両を入れ替えるなど、やり繰りしてスペースを確保している状況であり、事業計画の目的からみて必要最小限の面積であり緊急性があります。

3ページにある通り、申出地は、北側、西側は道路及び水路であり南側は宅地、東側は申出者である法人の代表者の父であり今回の申出地の所有者が所有する田となっていきます。

続いて5ページの利用計画図をご覧ください。土砂流出対策として周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水は申出地と所有者と同じくする南側の宅地を通って南側道路側溝へ排水。トレーラーハウスからの汚水は浄化槽で処理し、南側の宅地を通して南側道路側溝へ排水するため、周辺の営農へ支障は及ぼさないものと判断しております。

6ページから8ページに、各図面を掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、9ページをご覧ください。整理番号2番。

#### 【議案説明】

申出者は現在、賃貸アパートで夫と息子と3人で暮らしており 子供が成長するにつれて現在の住まいが手狭となり、また、祖父母の介護をしている母も高齢となってきており、実家を継承する姉と協力して手伝いができるように、実家の近くで暮らそうと考えました。

実家の周辺は調整区域であり家を建てるための土地の購入は

難しく、家族に相談をしたところ、祖父の所有する土地で分家住宅を建築する承諾を得ることができたため、本申出をすることとなりました。

10ページの附図8号をご覧ください。中央の赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。祖父が所有する土地は申出地と北側にある実家の土地のみであり、今後、祖父母や母の面倒を見ていくためには、申出地は最適な立地であるため、申出地の筆を必要最低限の部分のみ分筆して分家住宅の建築を計画しました。また、申出地は、北側に実家の住宅、東側が道路を挟んで集落となっており、西側と南側は分筆した申出地の筆の残地であり、今後も畠として耕作するが耕作機械による耕作に影響はないため、周辺の農業経営への支障は軽微なものと判断されます。

13ページの利用計画図をご覧ください。雨水は各集水枡で集め東側の既設道路側溝へ排水します。汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、東側既設道路側溝へ排水する。また、周囲の農地は畠であり取水排水の影響がないことから、周辺営農へ支障は及ぼさないものと判断する。

14から15ページに各図面を掲載しておりますので、ご参考ください。

続いて、議案書の17ページをご覧ください。整理番号3番。

#### 【議案説明】

申出者は、申出地の北側で平成11年に診療所を開設して医療機関として事業を営んでおります。

平成18年に通所リハビリセンターを併設して事業を拡大し、看護師や介護士などの人数も増加してきたため、平成25年に西側の土地に従業員駐車場18台分を確保したが、来客用スペースは不足しており家族の送迎や診療所の車両の送迎によ

り対応しており、来院者に不便をかけている状況でした。

さらに、新型コロナウィルスの流行により発熱者の車両待機による対応も必要となつたため、従業員用駐車場のスペースをやり繰りするなどの対応をしましたが、ピーク時には路上駐車も起きる状態であるため、診療所の南側隣地である申出地に駐車場を確保したいと考えて本申出を行うこととなりました。

18ページの附図8号をご覧ください。中央のやや赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地の東側及び南側は道路、水路等を挟んで農用地となっているが、除外後も耕作機械による耕作に影響はないため、農業経営への支障は軽微なものと判断しております。

21ページの利用計画図をご覧ください。申出地は、北側が宅地、東側と南側は道路、西側は駐車場となっており、雨水は、敷地内を透水性アスファルトで舗装して浸透させる計画で、土砂流入による用排水の停滞はおこさないように対策します。以上の点から周辺営農への支障は及ぼさないと判断します。

続いて、23ページをご覧ください。整理番号4番。

#### 【議案説明】

24ページの付図8号をご覧ください。申出地は東側が都市計画道路である市道富岡荒井線に接し、南側が宅地となっています。また、北側には道路及び水路を挟んで農地がありますが、本申出と同時に除外申出が行われており将来的に農用地区域除外・農地転用が見込まれるため、このため農用地区域除外・農地転用後も、農地の地形的連続性を損なわず、農作業の効率化など農業上の土地利用に支障がないものと見込まれます。

28ページの利用計画図をご覧ください。申出地は東側の田から道路の下を通して取水を行っているため、取水口から南へ

水路を設置して申出地の南東側にある水路へ接続します。

雨水は透水性舗装で浸透及びスリット側溝や集水枠で集めて地下貯留施設で浸透させ、浸透しきれないものは北西側の排水路へ排水します。汚水雑排水は北東側の公共下水道へ接続して排水します。申出地の周囲はコンクリートブロック及び擁壁等により土砂の流出を防ぎます。以上のことから周辺土地改良施設に支障を及ぼすおそれはないものと見込まれます。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第48号議案から第52号議案までの説明がありましたが、これについて質問、ご意見等はございませんでしょうか。

松山委員

49号議案の4番。ご説明のありました利用計画の変更の、整理番号4番。いずれも工場建築に伴う転用関係だと思うんですけども、この排水についてご質問をいたします。

地図の32ページご覧いただきますと、当該申請地から排水が出て、これが排水路を経由して [ ] に流れると、この状況は、利用計画変更申し出も同じ状況なんですけれども、 [ ] の下流で田んぼの用水として、かなり広大な面積を耕作している区域になります。そこで特に49号の議案4なんですけれども、これは、アルミニウムの資材を敷地内に雨ざらしで置くという計画に見受けられるんですけれども、敷地内に雨ざらしでアルミニウムの原材料が置かれて、それを場内で集水して、南の方に地下貯留槽を経由して、排水路に流すという計画だと思うんですが、ここの資材置き場から、油とか、有害物質の排出、排水が出てこないとの確認が、現状ではもちろんとられると思うんですけども、今後、事業を継続していく上で、排水の水質ですね。重金属とか油関係とか、そういうものが仮にここから排出されると、下流のほ場っていうのは、食用の米の水として利用するものですから、その辺の監視体制が、まず第

1点として、ここ油分とか重金属類が出ないかっていうことが1点と、それから今後排水を、継続して監視していくような体制っていうのは、何か考えられてるのか辺お聞きしたいと思います。

議長 ありがとうございました。

事務局。よろしいですか。

事務局 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、事業計画者の方から、アルミの原材料の扱いについて、我々の方で聞き取ってる内容なんですけれども、こちらの49号議案4番の資材置き場に置かれるアルミと、もう一つ、前の49号議案の3番ですね。工場施設の方、二つございます。こちらの会社さんは、自動車関連の工場から排出された端材を原料として引き取って、溶かして、またアルミのインゴットなどを作って出荷することを行ってるんですが、まず基本的にアルミの原料につきましては、3番の工場敷地の建物の中にアルミの原料を保管するというふうで伺っています。

おそらくなんですけども、原料の搬入されてくるものについて、工場内ではなくて、一旦荷受けとして置かれる場所ということで4番の資材置き場のところで、原材料ということで保管するということなんですけれども、アルミの原材料によつてはですね、油分が付着してるものですとか、全く油分が付着していないものっていうことで、現状としては存在してるそういうので、そちらの方、すいません振り分けについては、詳しく聞き取っていないので、一応事務局の方から事業者の方に対して、そちらの設置の仕方については、確認をさせていただきたいと思います。

松山委員 この地下貯留槽っていうのは、油分だと、例えば油水分離槽とか、何らか阻集器っていうか、油を濾して綺麗に、違うか、まず鉄分を沈殿させて、上水の水を取って、上の油分を濾し

て、真水だけを流すような油水分離槽とか、沈殿槽とかそういうものが、何らか必要じやないかなと思うんですけども、その辺の確認ですね。耕作者として、こういうアルミの原材料が雨ざらしで下流に流れてくるっていうのは、どうにも腑に落ちないところがありまして、そういう対策を何らか担保するような体制ですね。何かあったときには立ち入り調査ができるような体制とか、そこまではやらないかもしないんですけども、少なくともそういう沈殿槽なり油水分離槽、そういうものが必要じやないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局

こちらの4番の地下貯留槽なんですけれども、油水分離槽等は設けられておりませんでして、完全に雨水の貯留槽ということで伺ってますので、基本的にこちらの資材置き場のほうに油分を含むようなものっていうのは、保管するというふうな計画では聞いてないので、油分の流出が確実にないかどうかっていうところは、結局こちらの場所に何を置くかっていうことだと思いますので、その確認を今一度させていただきたいということと、事業者さんなんですけれども、今現在■の方に本店がございまして、そちらの方でも定期的に騒音の類ですかを自社で検査しております、周辺への影響性がない云々というところで、定期的な検査をしてるそうなので、併せてそういう水質的な部分についての、検査をされるかどうかというところを、事業者の方には確認をさせていただきたいと思います。

松山委員

製品に油は必ずついてるはずなので、少なからず油分が出ると思いますので、その辺は強く担保取っていただくような、指導をお願いできればと思います。以上です。

議長

はいありがとうございました。一ついいですか。

今質問された方のね、おっしゃった二つ目、監視体制というところ、要するに手続き的に、事業者さんにいろいろと今出たような質問も今後またされたとして、やりとりの中でよさそう

だという判断ができるてもね、それ実際に物を置いて、ある程度時を置いて何ヶ月間とか雨が降ったりして、その後の様子を見ないとわからん面があつたり、さらに質問者がお話をされた今後の監視体制を敷くことができるかどうかとか、実際監視してこれはまずいなと思ったときに何か打つ手があるかどうか。なかなか難しいでしょうねそういうことって。

事務局

工場排水につきましては、水質汚濁防止法ということで、場合によっては県の方の立ち入りの調査などもあるというところで、何らかの問題が生じた場合に他法令ということになってしまふんですけれども、そういう形で確認をする機会はあるということになっております。

議長

おそらくそれは事後になっちゃうから、発生してそれなりに見てわかる程度のね、ある程度進んだ、そういう症状が出たときぐらいしか見てわかんないじゃないですか。だから、今できることは多分先方との聞き取り調査とかね。それで、かなり厳しいところまでやりとりをして、今後何かあったら早い時点で、速やかに対処してもらうようにね。これ確約と言っても結局は口約束なっちゃうかもしれないけども、要するに、周辺の農家の方々はかなり心配をして大きな関心を持ってますよという強めのお話を聞いていかないと、要は業者はどうしてもね、許可申請して許可して欲しいと、その後の計画も多分、もういろいろできちゃってる、と言ってもいい加減な交渉で話をするとは思いませんが、やはり何とか許可して欲しい側の業者と、今後心配がないような形での工場を作るような工場展開、そういうことをして欲しいという農家側、我々側の、当然理解を大切しますんでね。

ですから厳しいお話をやりとりをして欲しいなと私は思います。

事務局

すいません補足させてください。

当然のご心配だと思っておりますので、我々もこれ、農振除外ですね、今年の5月に農振除外をかけております時には、前の農業委員さんと農振協議会というところで、ご意見ももらつた上で、事業者さんの■の工場に農業委員会として、この条件 자체も騒音という話もあったので、いろいろ聞き取りに現地までいった経緯もございます。

会社の姿勢としては当然、地元に対して、こんなご時世でもありますので、地元で何かあるということは当然最大限の注意を払って事業をやっていくという姿勢のある会社さんでしたので、一度、我々の方としてもこの資材置き場の使い方ですね。

図面を見させていただくと砂利舗装になっているので、砂利がいいのか舗装がいいのかっていうところもあるとは思うんですが、油分の話ですとか、分離槽の話ですとか、あとは監視体制といいますか協定とか何かそういう形で確約するものとかの調整をさせていただきたいと思っております。

この農業委員会としては、農振除外の今回の手続きになりますので、県への意見を出すという立場にあります。

これに関しまして、いわゆる県への進達に条件をつけるというような形で、油の部分、特にこの資材置き場で出る油の部分についての、何らかの条件をつけるというような形で今整理できたらなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 他、ご質問ご意見。

はいどうぞ。

宮田委員 2番の宮田ですが、2番の案件ですが。これ駐車場が8台となってますけど、■がありますよね。だけど、いっぱい車止めて、駐車場が足りていない状況なんだけど、8台じゃ足りないと思うんですけど、どうでしょうか。

事務局 この案件なんですが、こちらの申出地の隣にですね、■さんがありまして、今回の申し出者と同じ■

[ ]さんが転用して経営者になっているところで、そちらも合わせて使うような形になるということを聞いておりますので、実際にはこの8台と隣の駐車場も合わせて利用するという形になるということです。

以上です。

議長 ちなみに隣ってどのくらい停めることが可能なんですか。

事務局 30台ほど停めることが可能だと伺っております。

議長 じゃああれですね、[ ]のお客さんにそういうご案内がしてあれば、そちらも停めてもいいってことがわかれれば多分支障はなさそうですね。

他ご質問ご意見ありますか。

はいどうぞ。

河村委員 地図の18ページの、病院の南側に駐車場をつくられるということなんんですけども、その西側に駐車場があるんですけども、21ページ見てください。駐車場を作る南側の道路っていうのは、農業用の道路であって、通勤用に今使われてるんですね。今、西側に駐車場申請された時に、ここへの通勤は農業用の道路で通勤されて、農業者に迷惑をかけるんですね。

今回、前面の道から入るようになって、そっから東側まで抜けるように計画されてるので、いいと思うんですけども、この農業用道路の利用は、この東側を許可した時に、これは犬山市の道路になるのか、要するに耕地整理の時に作った農地に入るための道路、セメントで作ったやつなんですね。だからどういうふうに許可されたかっていうか、道路は犬山市の道路なのかそれとも農業用に作った道路の利用でっていうことなんでしょうか。

事務局 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の [REDACTED] さんの南側駐車場の南側に東西に延びている道路につきましては市道の認定がされておりますので、市道ということで、一般車の通行も認められているというところになります。

河村委員 やっぱり通勤に使われると、農業者としては、自分の土地を委託して市に、自分たちが便利にするために、土地を分割して作った道なんですよね。それを市に提供したという。だから、一般の人は通ってもいいというのはわかるんですけど、通勤に使うというのは、朝晩必ず通られますよね。それも 10 台どころか 20 台以上のお勤めの方が入られる。この道路は大きい道から入れば近いんですけど、これを抜けて、東の端まで出てくるとなりますと、もうここ、農業者利用できなくなっちゃうんですよ。だから市道でもやはりそういう利用価値っていうのはおかしいと思いますね。

事務局 今この [REDACTED] さんも西側の駐車場に入るための方の通勤の車でお困りっていうことで、抜け道として使われてるわけではなくって、 [REDACTED] の西側のこのすでに駐車場になっているところの、通勤者が、いわゆる農道っぽいところを走ってくるので、お困りだっていうことでいいですか。

今現状そういう状況があるというのは我々も存じてないのですが、そういったお声があるというところで今回ここ塞いでやるような計画になっておりますので、この申請とあわせてですね、そういったご意見があったということは相手にしっかりとお伝えをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。こちらの駐車場だけで出入りするような形、いわゆるこの南北線ですね、 [REDACTED] の東にある南北線での出入りになるような形になりますので必ずそういうふうに使ってくださいねと、この図面通り、こっち側を塞いちゃってくださいよというようなことを、しっかりとお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

他にご質問はありませんでしょうか。

よろしいですか。

それではご質問ないようですので、ここで地区審議をお願いをしたいと思います。

大体15分ぐらいということで、15時15分まで地区審議をお願いします。

午前15時00分 地区審議

午前15時15分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第48号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、城東地区お願いします。

齊藤委員

4番の齊藤と申します。

1番、2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ありがとうございました。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第48号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

#### 【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第49号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、犬山地区お願いします。

宮田委員

5番の宮田です。

1番、2番について、地区審査の結果、可と認めます。  
以上です。

議長 3番、4番について、楽田地区お願いします。

河村委員 49番の4番についてなんですかけれども、このアルミというのは野ざらしにすると、重金属が流れる可能性があるということで、貯水槽から出る排水が下流の農地に影響がある可能性もあるということで、それらがある場合、その対策を求めるという一文を入れてもらうっていうことが出来ました。

議長 はいありがとうございました。

今のお話は先ほどのアルミニウムの資材、例えば油とか重金属等、健康に害するような物質の流出をきちんと防げるかどうかというお話の延長だと思います。今おっしゃったように、付帯条件をつけて可とするということですね。

もう一度整理しますと、1番2番、3番につきまして、可ということと、それから4番につきましては今のお話のように、付帯条件をつけていいかということでよろしいでしょうか。

#### 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第50号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第50号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定

してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第51号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

齊藤委員

4番の齊藤です

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

2番から5番について、羽黒地区お願いします。

斎木委員

6番の斎木です。

2番から5番について、可と認めます。

議長

ありがとうございました。

6番、7番について、楽田地区お願いします。

河村委員

9番の河村です。

6番と7番について、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第51号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第52号議案、農業振興地域整備計画変更、令和6年1月案件に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、城東地区お願いします。

齊藤委員 4番の齊藤です。

1番2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番4番について、楽田地区お願いします。

河村委員 3番4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第52号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

#### 【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は7件です。

報告は以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお願いします。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間  
ありがとうございました。